

公契約基本条例に関する主な御意見（要旨）

1 市内中小企業の受注等の機会の増大

- 大規模工事でも可能な限り分離・分割発注を徹底し、地元業者の受注機会を一層確保してほしい。
- 今後の大規模工事でも、地元中小企業によるＪＶ手法の採用や工事の細分化による分離発注等により、市内企業の受注機会のさらなる拡大に努めてほしい。
- 公共事業・物品調達市内中小企業優先発注の徹底を。また、分割発注を基本にしてほしい。

2 適正な労働環境の確保

- 適正な労働条件の確保等のため、引き続き条例の適正な運用を。また、ワーキングプアとならない水準確保に向け、労務報酬下限額のガイドラインや推奨値の設定の検討を。
- 契約と労働の実態を明らかにし、条例に賃金下限を規制する項目の導入を。下限は、適正な賃金水準の確保と、市場賃金が極めて低い職種は生計費を保障するものに。
- 技能労働者育成支援等のため、公契約基本条例に労務単価をベースにした「賃金条項」を新設してほしい。
- 法定福利費の適正な支払いや、労務単価上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払いに関し、独自取組の推進を。まず、実態調査を。
- 条例を改正して賃金下限や雇用継承を規定し、「ワーキングプア」の解消、生活できる賃金の確保、技術の伝承、健全経営と地域の活性化を。
- 建設業での長時間労働是正、週休２日制導入といった働き方改革の促進が重要。そのためにゆとりある工期設定と書類の簡素化を。
- 予定価格を事前に公表するよう要望する。

3 適正な履行と質の確保

- ダンピングや不良業者の参入による賃金・労働条件の引下げが行われないよう、適切な最低制限価格を設定してほしい。
- 地元業者が適正な利潤を確保し、若手を確保・育成できるよう、最低制限価格を引き上げてほしい。
- 印刷業務において、ダンピングや労働条件悪化を防止するため、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入を。